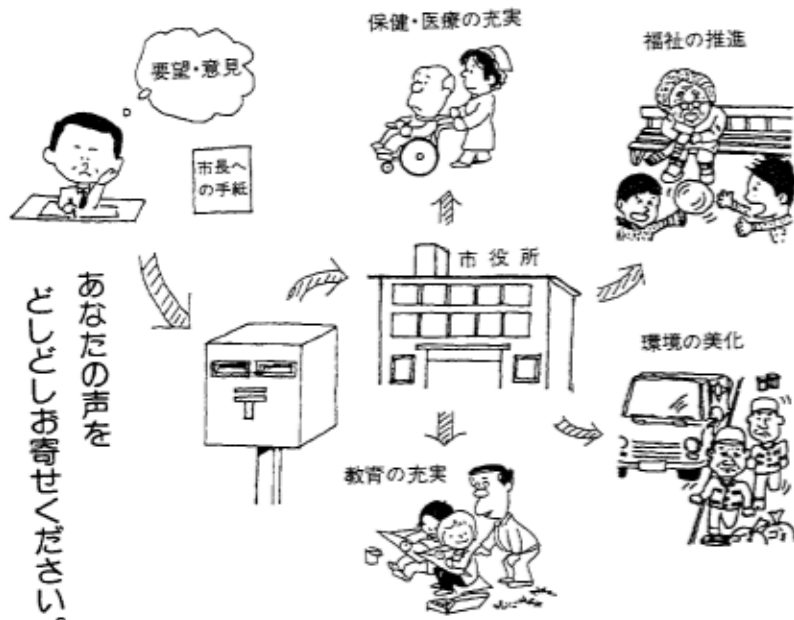


あなたの声を市政へ 「市長への手紙」発足

市では、「明るく健康でうるおいのあるまちづくり」を目指しています。
これを市民のみなさまと一緒に進めるため、この「市長への手紙」でみなさまの声を聞き、みなさまから寄せられる「ご意見・ご要望等」は、内容によっては実現が難しいものも



あなたの声を
どしどしお寄せください。

あろうかと思いますが、できるだけ市政に反映させるよう努めていきたいと思っています。
どんなに小さなことでもけっこうです。市政についてお気付きのことがありましたらこの手紙で積極的に「ご意見等」をお寄せください。

「市長への手紙」について
○手紙は、次の所に用意してあります。

市役所市民課窓口、各出張所、文化会館、市民総合体育館、都留診療所

○手紙は、備えつけの封筒でお送りくだされば、切手はいりません。

○問合せ
市役所企画課
☎(43)1111 内線224

年金Q&A

国民年金の第三号被保険者の該当届の提出はお済みですか!?

国民年金に加入していない方の第三号被保険者（サラリーマンの妻など）でまだ該当届を未提出の方は至急手続をして下さい。

夫が厚生年金や共済組合に加入、妻は家事に専念

（第3号被保険者）



夫の厚生年金制度からまとめて拠出、市役所に届出をすれば、保険料を納めなくてよい

国民年金

（第1号被保険者）



保険料を納める

サラリーマンの妻で自営業を営む

Q サラリーマンの妻であれば、個別に保険料を納めなくても年金がもらえるようになったと聞きましたが本当ですか?

厚生年金や共済組合の被保険者の配偶者（サラリーマンの妻）であって20歳以上60歳未満の人は、新しい国民年金制度の下では、すべて強制加入することになりました。

これらの人のうち、厚生年金や共済組合の被保険者により生計を維持されている者は第三号被保険者とされ、その人についての負担は、厚生年金や共済組合の制度から国民年金制度にまとめて拠出されるため、個々の人が保険料を納付する必要はありません。

一方サラリーマンの妻でも、自営業を営んでいて厚生年金や共済組合の被保険者によって生計を維持されていないような場合には第一号被保険者として国民年金の保険料を納付する必要があります。

第三号被保険者に相当する人は、個別の保険料の納付はいらぬのですが、なにもしなくてもよいかというと、そうではありません。その人の将来の年金を正確に支給するためには、第一号被保険者の人々と同様に第三号被保険者となったとき、第三号被保険者でなくなったとき等、その都度、正確な届出を市役所市民課国民年金係にしていたいく必要があります。